

栗東市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

1. 説明

(新) 栗東市立学校給食共同調理場は、9月から稼動する予定であることから施設の所在地が栗東市川辺地先から栗東市高野地先へ移転します。

また、稼動開始と同時に、現在小学校・幼稚園・保育園に提供している給食を中学校にも開始します。

そのため、施設移転等に伴う栗東市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正を行うものです。

2. 概要

栗東市立学校給食共同調理場設置条例第1条において、給食を調理する業務の対象に「中学校」を加えます。

また、同条例第2条において、学校給食共同調理場の位置を「川辺 189番地1」から「高野 100番地1」に改めます。

栗東市立学校給食共同調理場設置条例新旧対照表

現行	改正案
(設置)	(設置)
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、栗東市立各小学校_____、幼稚園及び保育園の給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、栗東市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の第30条の規定に基づき、栗東市立各小学校、中学校、幼稚園及び保育園の給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、栗東市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。
(位置)	(位置)
第2条 共同調理場は、栗東市川辺189番地1に置く。	第2条 共同調理場は、栗東市高野100番地1に置く。
(委任)	(委任)
第3条 (略)	第3条 (略)